

「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に対して提出された御意見及び総務省の考え方

提出された御意見	総務省の考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>本改正に概ね賛成である。</p> <p>これは個人情報保護委員会の個人情報についての解釈が反映されたものであると思われたが、概ね適切ではないかと思われた。</p> <p>ただ、個人識別符号について、DNA までいなくても、各種の血液型（当然、ABO だけではない。）によって個人特定は可能と思われるので（これだけで、指紋や歩き方以上に個人の特定が可能になると思われる。）、この点について、個人情報保護委員会による個人情報解釈自体から変更が必要であると当方は考える。この点については総務省だけでなく、個人情報保護委員会に解釈の変更を行うよう求めたい。（この政令において、それに先駆けこの意見が盛り込まれるとすれば、それは望ましい事であると考える。）</p> <p>意見は以上である。 【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>個人識別符号に関する御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本政令案における個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。</p>	<p>無</p>

○提出意見数：1件（提出意見数は、意見提出者数としています。）